

田原市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の概要

田原市新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等の新感染症の大流行によってもたらされる、大きな健康被害と社会的影響に対し、平常時から備える必要があり、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)が制定されました。

特措法に基づき、政府行動計画・愛知県行動計画が作成され、本市においても平成22年3月に作成した「田原市新型インフルエンザ対策行動計画」を見直し、特措法第8条に基づき「田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という)を作成しました。今回の計画では、社会的影響の大きな他の新感染症も対策の対象に含めます。

(エボラ出血熱は新感染症ではありませんが、発生時はこの計画に準じて行動するようになります。)

1 基本的な考え方

市行動計画は、「新型インフルエンザ等による感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成することを目的とします。感染力の高い新型インフルエンザ等を想定していますが、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくものです。

2 計画の基本的な視点

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、国及び県と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進します。

田原市の医療機関を受診する患者数は約6,490人～約12,550人と推計されますが、市内には感染症指定医療機関がなく、対応にあたっては県・関係機関との連携が重要になります。

行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、対応などを発生段階ごとに示し、本市が実施すべき行動を示すものです。

主要6項目

- 実施体制
- 予防・まん延防止
- 医療
- 情報収集・情報提供・共有
- 予防接種
- 市民生活及び経済の安定の確保

3 田原市保健対策推進協議会

◇委員 12人(学識経験者、三師会、保健福祉関係団体、県機関、その他)

◇策定スケジュール

- 平成26年10月 田原市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)作成
保健対策推進協議会(市行動計画案の審議)、関係機関に意見聴取
- 平成27年1～2月 パブリックコメント
- 2月 保健対策推進協議会(市行動計画案の承認)
- 3月 市行動計画策定、提出(県及び国)

4 市行動計画の主な対策(主要6項目)

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する対応などを6つの項目に分け、さらに6つの発生段階に分けられている。

	1 未発生期	2 海外発生期	3 県内未発生期 ～ 4 県内発生早期	5 県内感染期	6 小康期
対策の目的	・体制の整備	・医療体制の整備 ・ライフライン整備	・市内発生の早期発見及び感染拡大抑制	・市民生活・経済活動への影響を最小限に抑制	・流行の第二波への準備
実施体制	●市行動計画の作成 ●業務継続計画等の作成	●市対策本部設置の準備 → 確認	◎市対策本部の設置(緊急事態宣言)	●市対策本部の設置	◎●市対策本部の廃止(緊急事態解除宣言)
情報収集・提供・共有	●情報収集及び情報提供	●関係機関と情報共有 ●相談窓口の設置			●相談窓口の縮小
予防・まん延防止・予防接種	●個人対策の普及 ●特定接種の準備	●対策用品の確保 → 実施 ●住民接種の準備	●まん延防止対策 ◎外出の自粛要請 → 実施		
医療	●医療体制の確保について検討 ●資器材の確保等	●医療体制の確保		●原則全ての医療機関での診療	●通常の医療体制
市民生活及び経済の安定の確保	●要援護者への生活支援等 ●物資等の備蓄 ●火葬能力等の把握・検討	→ 周知 ●ライフライン整備 ●一時的遺体安置施設等の準備	→ 支援 ●市民・事業者への要請 ◎水の安定供給 ◎生活関連物資等の価格の安定等	◎埋葬・火葬の特例等	◎緊急事態措置の縮小・中止

◎は、緊急事態宣言時のみ実施 ●は、緊急事態宣言がされていない場合でも実施

5 根拠法令等

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)
- 予防接種法
- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画
- 愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画